

(証券コード 4777)

2021年6月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号

株 式 会 社 ガ ー ラ

代 表 取 締 役 菊 川 暁
グ ル ー プ C E O

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当社は、第28回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、下記会場と併せて出席型オンライン株主総会を開催させていただくことを決定いたしました。

株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、出席型オンライン株主総会のご出席又は郵送にて議決権の事前行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

出席型オンライン株主総会につきましては、3頁「出席型オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照ください。

議決権の事前行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日(金曜日)午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、例年株主総会后に開催しておりました「事業説明会」につきましては感染拡大防止の観点から、当年度は、「オンライン事業説明会」としてオンラインのみでの開催とさせていただくこととなりました。当日、株主総会会場にご来場された株主様は、「オンライン事業説明会」にご出席いただけません。「オンライン事業説明会」にご出席希望の株主様は、必ず、3頁「出席型オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照の上、オンライン株主総会にオンライン出席していただき、オンライン株主総会后に開催される「オンライン事業説明会」にオンライン出席していただきますようお願い申し上げます。株主様におかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

※ご注意とお願い

- ・当社取締役及び当社監査役は、当日、株主総会会場には来場せず、オンラインにて参加いたします。
- ・ご来場いただく株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。また、受付にて、手指の消毒や検温にご協力をお願いいたします。
- ・今回は飲み物、茶菓子の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解の程、よろしくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月26日（土曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号
A P 渋谷道玄坂 渋東シネタワー11階

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第28期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議 案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gala.jp/ir/shareholder/meeting.html>）に掲載しております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gala.jp/ir/shareholder/meeting.html>）に掲載させていただきます。

出席型オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びに オンライン事業説明会の出席方法のご案内

1. 出席型オンライン株主総会とは

出席型オンライン株主総会とは、ハイブリッド出席型オンライン株主総会（※）において、株主様がインターネットを用いて、株主総会に出席することができる株主総会をいいます。

本株主総会は、ハイブリッド出席型オンライン株主総会として開催いたしますので、事前にオンライン株主総会の出席の申込みを行い、当日オンライン出席された株主様は、インターネット中継を視聴しながら、質問や議決権の行使をすることができます。

※ハイブリッド出席型オンライン株主総会とは、リアル株主総会（物理的な場所において開催される株主総会をいいます。）の開催に加え、リアル株主総会の場所にいない株主様が、インターネットを用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会のことをいい、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日）」における「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」に相当いたします。

2. オンライン株主総会の事前申込の方法

本オンライン株主総会は、Zoomビデオウェビナーを使用して開催いたします。オンライン出席を希望される株主様は、以下の手順によりオンライン株主総会への事前申込が必要となります。

- ①Zoomアカウントの取得
- ②ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード
- ③申込期日2021年6月20日（日）23時59分までにメールアドレス（sokai@gala.jp）宛てに必要事項を記載し、議決権行使書用紙の画面キャプチャを添付の上、メールでオンライン株主総会の申込
- ④株主様の本人確認が完了した株主様に対して上記の申込メールに返信されるURLからZoomビデオウェビナーの申込（申込期日2021年6月23日（水）15時00分）

詳細は、別途当社ウェブサイト

（http://www.gala.jp/ir/shareholder/20210626_meeting.pdf）にて掲載させていただきます。

3. オンライン事業説明会の出席方法

例年株主総会後に開催しておりました「事業説明会」につきましては感染拡大防止の観点から、当年度は、「オンライン事業説明会」としてオンラインのみでの開催とさせていただきますこととなりました。オンライン株主総会の申込手続を行っていない株主様は、当日、株主総会会場にご来場されても「オンライン事業説明会」にご出席いただけません。また、株主総会会場において、「オンライン事業説明会」のモニター上映も行いません。「オンライン事業説明会」にご出席希望の株主様は、上記2.「オンライン株主総会の事前申込の方法」をご参照の上、オンライン株主総会にオンライン出席していただき、オンライン株主総会後に開催される「オンライン事業説明会」にオンライン出席していただきますようお願い申し上げます。

4. 質問とのお取扱い

オンライン出席された株主様は、Zoomビデオウェビナーの挙手機能により挙手を行い、議長から指名された株主様は質問をすることができます。

なお、以下の点をご了承ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、頂戴した質問のすべてを受け付け、回答す

ることはいたしかねる場合があります。

- (2) 質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。

5. 議決権の行使とそのお取扱い

オンライン出席された株主様は、Zoomビデオウェビナーの投票機能により、議決権を行使することができます。

事前に議決権行使書用紙を郵送されている場合の優先順位は、①当日オンライン出席中のインターネットによる議決権行使、②議決権行使書用紙の郵送による行使の順序といたします。

したがいまして、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、オンライン出席して再度議決権を行使されたときは、事前の議決権行使の効力は破棄いたしますが、オンライン出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持するお取扱いといたします。

なお、事前に議決権を行使せず、またオンライン出席中においても議決権を行使されなかった場合は、議決権を行使せずに会場をご退場になる場合と同様に、棄権のお取扱いといたします。

6. その他オンライン出席にあたりご了承ください事項

オンライン出席される株主様におかれましては、上記のほか、以下の点をご了承ください。オンライン出席は、株主様に対して、リアル株主総会への来場による出席に加え、追加的な出席手段をご提供するものです。ご了承くださいない場合には、オンライン出席をお控えくださいますようお願い申し上げます。

- (1) 通信環境の影響や大量アクセスにより、オンライン株主総会につながりにくくなったり、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。このような通信障害により株主様に生じた不利益に関して、一切責任を負いかねます。オンライン出席される株主様におかれましては、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で、オンライン出席くださいますようお願い申し上げます。
- (2) オンライン株主総会の出席は、①Zoomアカウントの取得及び②ミーティング用Zoomクライアント（パソコンの場合）又はZoomモバイルアプリ（スマートフォン又はタブレット端末の場合）からのアクセスが必須となります。そのため以下を行っていただく必要がございます。

①Zoomアカウントの取得

②Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード

本オンライン株主総会当日において、ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリからZoomアカウントにてログインし出席する方法以外の方法(例: アプリをインストールせずブラウザのみを使用した出席等)で出席することが出来ませんのでご注意ください。

- (3) 代理人によるオンライン出席はお受けいたしません。
- (4) インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (5) 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、株主様におかれましては、リアル株主総会への出席と比較して、制約事項や想定外の不利益が生じる可能性がございます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症に伴い、外出自粛や休業要請、緊急事態宣言の発出などの影響により、個人消費や企業活動が著しく制限され、急速に景気が悪化しました。一部で持ち直しの動きがみられたものの、まん延防止等重点措置や再び緊急事態宣言が発出されるなど新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立たず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）は従業員の安全を最優先に国内でのテレワーク（在宅勤務）の原則化、会議のオンライン化等、新たな生活様式に対応しながら「世界No.1のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業を進めてまいりました。

当社グループの当連結会計年度における経営成績の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度は、連結売上高985,413千円（前期比138.8%増）となり、大幅な増収となりました。これは、主にオンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業の売上高が前期と比較して増加したことによります。

また、スマートフォンアプリ事業の支払ロイヤリティの増加により売上原価が増加しております。

販売費及び一般管理費につきましては、前期と比較してマーケティング活動費用が減少したものの、ソフトウェア償却費及び開発人員の人件費が増加したことから、増加となりました。

また、投資有価証券売却益4,999千円、新株予約権戻入益9,323千円を特別利益として計上した一方で、将来収益を保守的に見直した結果、収益性の見込めないソフトウェアについての減損損失228,257千円、差入保証金の回収不能見込額として本社移転損失3,167千円を特別損失に計上いたしました。

これらの結果、営業利益26,265千円（前期は営業損失273,319千円）、経常利益93,273千円（前期は経常損失287,845千円）、親会社株主に帰属する当期純損失131,087千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失432,420千円）となりました。

セグメントごとの経営成績の概況は、次のとおりであります。

イ. 日本

日本セグメントでは、2019年11月に「FOX-Flame Of Xenocide- (フォックス)」のサービス提供を終了したこと及び2020年9月に「Arcane (アーケイン)」英語版についてユーザー数の減少のためサービス提供を終了したことにより売上の減少があったものの、クラウド関連事業の売上の増加により、前期と比較し売上高(内部取引を含む)が増加いたしました。なお、クラウド関連事業は、韓国のMegazone社グループのクラウド事業の日本展開に関して、日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務を行っております。

費用面では、主に「FOX-Flame Of Xenocide- (フォックス)」に係る運営費用の減少により販売費及び一般管理費が減少いたしました。

これらの結果、日本セグメントにおける売上高は54,649千円(内部取引を含む)と前期比で6,855千円(14.3%)の増加となり、セグメント損失が164,138千円(前期は222,907千円の損失)となりました。

ロ. 韓国

韓国セグメントでは、スマートフォンアプリ事業において、連結子会社 Gala Lab Corp. が開発したスマートフォンゲームアプリ「Flyff Legacy (フリフレガシー)」について、2021年1月において、韓国のWAY2BIT Co., Ltdとライセンス及び運営権の譲渡契約を締結したことにより、ライセンス譲渡による一時的な売上が発生いたしました。他方、連結子会社 Gala Mix Inc. が開発した歩数計アプリ「winwalk (ウィンウォーク)」について、グローバルなネットワークを活かした多言語展開による配信を進めており、売上高が順調に推移しております。また、Gala Mix Inc. が開発したスマートフォンアプリ「winQuiz (ウィンクイズ)」について、2021年3月にイギリス・アメリカ・カナダ・オーストラリアの各地域において英語版の配信を開始いたしました。これらの一時的な売上及びユーザーへのアイテム販売等の増加により、前期と比較し売上高(内部取引を含む)が増加いたしました。

なお、Gala Lab Corp. が開発し2020年3月に東南アジアにおいて英語版の配信を開始したスマートフォンゲームアプリ「Rappelz M (ラペルズモバイル)」については、一部のユーザーの低スペック端末でゲームのグラフィックを負荷なく映し出すことができずユーザー離れが生じたことから売上が低調に推移いたしました。そのため、低スペック端末でも利用可能になるようにソフトウェアの改良等を行ったことからグローバルエリアにおけるリリースが遅延いたしました。その後、ユーザーの評価を参考にゲームのクオリティの向上や一部の機能の見直しを行いました。現在、ゲーム提供会社及びマーケティング会社等とリリース日の調整を行い、リリースに向けて準備を進めております。サービス開始予定は、アメリカが

2022年3月期第2四半期、EUが2022年3月期第3四半期、韓国が2022年3月期第4四半期、アラビア語圏が2022年3月期第4四半期を予定しております。

一方、オンラインゲーム事業では、Gala Lab Corp. の主力ゲーム「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」において、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による、海外における感染症拡大防止のためのロックダウンや外出自粛に伴う、いわゆる「巣ごもり消費」が生じたこと、ライセンス展開及びチャネリング（※）展開により新規ユーザーの獲得に注力したこと並びにゲーム提供会社の過年度の契約に係るパブリッシング権の権利不行使に基づくライセンスフィー等の収益化による一時的な売上が発生したことにより、前期と比較して売上高（内部取引を含む）が増加いたしました。

ライセンス展開においては、当社の強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開によるサービス提供として、「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」について、2020年7月に台湾のゲーム提供会社Digeam Co., Ltd.によりサービス提供を開始いたしました。

また、「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」の北アメリカ・ヨーロッパでのサービス提供については、従来、韓国のゲーム運営会社Webzen Inc. がサービス提供しておりましたが、2020年9月に、韓国のゲーム運営会社WAY2BIT Co., Ltdが提供するブロックチェーンプラットフォーム「BORA ISLAND」でのサービス提供を開始いたしました。「BORA ISLAND」では、ユーザーは暗号資産であるブロックチェーンコインBORAでのプレイが可能であるため、新規ユーザーとして「BORA ISLAND」会員の取込みと、運営会社によるブロックチェーンコインBORAを使った効果的なマーケティングでのユーザー数の増加による売上高の増加を目指してまいります。

チャネリング展開においては、「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」について、2021年1月に、WAY2BIT Co., Ltdとグローバルライセンス契約、チャネリング契約及び運営サポート契約を締結いたしました。当該チャネリング契約の締結に基づき、WAY2BIT Co., Ltdは、2021年3月に東南アジアにおいて、LINE株式会社が提供しているプラットフォーム「LINE POD」により「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」のサービス提供を開始し、Gala Lab Corp. は、ライセンス収入及び運営サポート収入を得ることとなりました。

さらに、今後の収益貢献への施策として、Gala Lab Corp. は、「Flyff Online（フリフオンライン）」をベースに、ダウンロードが不要でPC及びスマートフォンでのプレイが可能なHTML5ゲームである「Flyff HTML5」の開発に着手いたしました。これらにより、ゲームの提供先を増やし、オン

ラインゲーム事業の安定的な収益化に向けて注力してまいります。

費用面では、「Flyff Legacy（フリフレガシー）」に係るマーケティング活動費用が、前期と比較して減少している一方で、ソフトウェア償却費及び開発人員の件費が増加したことにより販売費及び一般管理費が増加いたしました。

これらの結果、韓国セグメントの売上高は964,573千円（内部取引を含む）と前期比で557,329千円（136.9%）の増収となり、セグメント利益が190,181千円（前期は51,316千円の損失）となりました。

（※）チャネリングとは、オンラインゲーム等に関して、他社のゲームポータルサイトにてプレイできるようになるサービスをいいます。

上記金額には消費税等は含まれておりません。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）		当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	
	金額	構成比	金額	構成比
オンラインゲーム事業	千円 162,248	% 39.3	千円 397,226	% 40.3
スマートフォンアプリ事業	235,340	57.0	510,687	51.8
その他事業	15,122	3.7	77,499	7.9
合計	412,711	100.0	985,413	100.0

（注）事業部門別売上高内訳におきましては、記載金額の千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、4,088千円であります。

その主なものは、連結子会社Gala Lab Corp.における、工具、器具及び備品（3,959千円）であります。

③ 資金調達状況

当連結会計年度において、2020年5月25日付取締役会で第三者割当による株式及び新株予約権の発行を決議し、2020年6月10日に310,100千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第25期 (2018年3月期)	第26期 (2019年3月期)	第27期 (2020年3月期)	第28期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
売上高(千円)	815,658	854,204	412,711	985,413
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△270,801	△250,805	△287,845	93,273
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△361,058	△283,027	△432,420	△131,087
1株当たり当期純損失(△)(円)	△22.76	△17.16	△25.14	△6.98
総資産(千円)	773,631	765,281	719,720	1,085,399
純資産(千円)	204,361	195,327	114,004	303,810
1株当たり純資産額(円)	12.67	9.60	1.63	9.83

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況並びに企業結合等の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ガーラジャパン	一千円	100%	クラウド関連事業、VR事業
Gala Lab Corp. (注2)	4,500,005千 韓国ウォン	58.9% (41.1%)	オンラインゲーム開発・提供・運営 スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営
Gala Mix Inc. (注2)	750,000千 韓国ウォン	80.0% (20.0%)	スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営
Gala Innovative Inc. (注3)	10千米ドル	100%	

- (注) 1. 連結子会社は、上記重要な子会社の4社であります。
2. 当社の議決権比率欄の()内は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で記載しております。
3. Gala Innovative Inc. は事業を休止しております。

③ 企業結合等の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「グローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」として、オンライン・コミュニティ関連事業をビジネスの中核に捉えて早期の収益基盤確立を目指し、数々の施策に取り組んでおりますが、以下の課題を認識しており、次期以降につきましても積極的に対処していく所存であります。

① スマートフォンアプリ事業の早期収益化

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の早期収益化を目指しております。当社グループが開発し2014年12月にダウンロード配信を開始し、2016年10月にサービス提供を終了したスマートフォンアプリ「Flyff All Stars (フリフォールスターズ)」や、ライセンスを獲得し2016年9月にダウンロード配信を開始したスマートフォンアプリ「Arcane (アーケイン)」は、いずれも累計100万人以上のダウンロード者数を獲得いたしました。しかしながら、オンラインゲーム事業の減益を補うまでの収益貢献には至っておらず、更なるスマートフォンアプリ事業の売上高拡大を図る必要があります。オンラインゲーム事業で培われた当社グループの強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開により、日本国内だけではなく、海外市場でも活かせる新たな収益源とすべくスマートフォンアプリ事業の展開に注力してまいります。

② 新たな収益基盤の確立

当社は、主力事業であるオンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業による売上高の拡大による企業成長及び収益基盤の確立並びに利益確保のための体制確立を目標としております。しかしながら、主力事業であるゲーム事業は市場変化が激しく、ユーザーニーズの移り変わりが早いため、収益基盤は不安定であり、ゲーム事業以外の収益源を確保するとともに安定的な収益基盤を確立することが重要な経営課題であると認識しております。

③ 資金調達

当社グループは、スマートフォンアプリ事業を推進する上で、ライセンス取得、開発及びプロモーション等の資金が必要であります。次期以降も資金調達について引き続き検討してまいります。

なお、当社は2020年5月25日付当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第6回新株予約権の発行を決議し、2020年6月10日に払込手続きが完了しております。

④ オンラインゲーム事業の安定的な収益化

当社グループは、連結子会社Gala Lab Corp.が開発したオンラインゲーム「Flyff Online (フリフオンライン)」及び「Rappelz Online (ラペルズオンライン)」を世界各国のパブリッシングパートナーを通じてグローバルに展開しております。今後、既存タイトルのバージョンアップの強化、他社プラット

フォームでプレイが可能となるチャネリング展開を進めてまいります。また、「Flyff Online（フリフオンライン）」をベースに、ダウンロード不要でPC及びスマートフォンでのプレイが可能なHTML5ゲームである「Flyff HTML5」の早期開発を目指します。これらにより、ゲームの提供先を増やし、オンラインゲーム事業の安定的な収益化に向けて注力してまいります。

⑤ 内部統制システムの適正維持

当社グループは、内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。

引き続き、財務情報の精度並びに正確性確保を目的に、在外連結子会社を含めた経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築を継続的に取り組んでいく所存であります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは当社と連結子会社4社で構成されており、インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つコミュニティの関連サービスを主な事業としており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの開発・運営、オンラインゲームの開発・運営を行っております。また、新規事業としてクラウド関連事業、VR事業を行っております。

当社グループの事業内容並びに当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは下記のとおりであります。

① 当社

当社は事業持株会社であり、スマートフォン、タブレットPC向けアプリのライセンスの販売代理業等を行っており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリを一般消費者に提供しております。

また、新規事業としてクラウド関連事業、VR事業を行っております。

② (株)ガーラジャパン（連結子会社）

（日本、クラウド関連事業、VR事業）

新規事業としてクラウド関連事業、VR事業を行っております。

③ Gala Lab Corp.（連結子会社）

（韓国、オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業）

ゲーム内にコミュニティ機能を有するMMORPGと呼ばれるオンラインゲームの開発をしており、各国のパブリッシャーに開発したオンラインゲームのライセンスを供給するとともに、オンラインゲームのポータルサイト『gPotato（ジーポテト、韓国= <http://www.gpotato.kr/>）』を開発・運営しており、オンライ

ンゲームを一般消費者に提供しております。

また、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営及びライセンス供給を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

④ Gala Mix Inc. (連結子会社)

(韓国、スマートフォンアプリ事業)

スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

⑤ Gala Innovative Inc. (連結子会社)

(米国)

事業活動を休止しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主な事業所

本社：東京都渋谷区

② 子会社の事業所

(株)ガーラジャパン

本社：東京都渋谷区

Gala Lab Corp.

本社：大韓民国ソナム市

Gala Mix Inc.

本社：大韓民国ソナム市

Gala Innovative Inc.

本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
68名	6名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	—	42.7歳	14.6年

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 39,292,000株

② 発行済株式の総数 19,060,800株

(注) 2020年6月10日を払込期日とする第三者割当による新株の発行により発行済株式の総数は1,401,900株増加しております。

③ 株主数 9,926名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
菊川 暁	3,629,500 株	19.04%
Megazone Cloud Corporation	2,547,000	13.36
楽天証券株式会社	497,100	2.61
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	415,500	2.18
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	407,800	2.14
株式会社SBI証券	291,800	1.53
後藤 亜希子	276,100	1.45
木村 良博	150,000	0.79
aucacom証券株式会社	140,500	0.74
安達 洋祐	138,800	0.73

(注) 当社は、自己株式は所有していません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

第15回新株予約権（2018年8月31日開催取締役会決議に基づき発行）

発行決議日	2018年8月31日		
新株予約権の数	2,015個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式201,500株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり34,700円 (1株当たり 347円)		
権利行使期間	2020年9月19日から2024年9月18日まで		
行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。		
区分	取締役（社外取締役を除く）	社外取締役	社外監査役
保有者数	4名	1名	2名
新株予約権の数	2,000個	5個	10個
目的となる株式の数	200,000株	500株	1,000株

② 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2019年5月31日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	7,634個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式763,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり279円
新株予約権の払込期日	2019年6月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 262円
権利行使期間	2019年6月27日から2021年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をMegazone Cloud Corporationに割当てた。

2020年5月25日付会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	46,729個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式4,672,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり216円
新株予約権の払込期日	2020年6月10日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 214円
権利行使期間	2020年6月10日から2022年6月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をMegazone Cloud Corporationに割当てた。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 グ ル ー プ C E O	菊 川 暁	(株)ガーラジャパン 代表取締役会長 Gala Lab Corp. 代表理事会長 Gala Innovative Inc. Chairman Gala Mix Inc. 理事
取 締 役	金 志 芸	(株)ガーラジャパン 代表取締役CEO
取 締 役 C F O	岡 本 到	
取 締 役	キ ム ・ ヒ ョ ン ス	Gala Lab Corp. 代表理事CEO
取 締 役	バ ジ ョ ・ ニ コ ラ	Gala Mix Inc. 代表理事CEO
取 締 役	イ ・ ジ ュ ワ ン	Megazone Co.,Ltd. 理事 Megazone Cloud Corporation 代表理事 MEGAZONE株式会社 代表取締役 Cloud Gram Corporation CEO
取 締 役	ジ ョ ・ ウ オ ン ウ	Megazone Cloud Corporation 理事CEO
取 締 役	ユ ン ・ ジ ュ ン ソ ン	Megazone Cloud Corporation 理事CS0
取 締 役	チ ョ ン ・ ヒ ョ ン ウ	Megazone Cloud Corporation 理事
取 締 役	倉 持 倫 之	(株)アンダーザライト 代表取締役 (株)ホリスティックヘルスケア研究所 代表取締役
常 勤 監 査 役	鍛 冶 豊 顕	
監 査 役	清 水 厚	CaN Accounting Advisory(株) 代表取締役
監 査 役	川 手 広 樹	(株)グランスケープ 代表取締役

- (注) 1. 取締役倉持倫之は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役鍛冶豊顕、監査役清水厚は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役倉持倫之、監査役鍛冶豊顕及び監査役清水厚を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役清水厚は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	40,566千円 (2,160)	40,114千円 (2,160)	－千円 (－)	452千円 (0)	7名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,151 (10,531)	12,150 (10,530)	－ (－)	1 (1)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	52,718 (12,692)	52,264 (12,690)	－ (－)	454 (2)	10 (3)

(注) 1. 上表には、2020年6月27日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社のストック・オプションであり、割当ての際の条件等は「二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち、社外取締役は0名)です。

また、金銭報酬とは別枠で、ストック・オプション報酬として、2006年6月27日開催の第13回定時株主総会において年額550,000千円以内、新株予約権の数の上限を年5,800個と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は1名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名(うち、社外監査役は1名)です。

また金銭報酬とは別枠で、ストック・オプション報酬として、2006年6月27日開催の第13回定時株主総会において年額10,000千円以内、新株予約権の数の上限を年100個と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3名)です。

二. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の報酬等の額の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)及びストック・オプション報酬により構成される。

基本報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、各役員を担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上に算定し、当社取締役の報酬決定に関する客観性及び透明性の確保を目的として設置され、当社社外取締役及び当社社外監査役により構成される役員報酬委員会(以下「本委員会」という。)にて承認の上、決定するものとする。

また、ストック・オプション報酬は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保等を目的として、当社グループへの貢献の期待値等を勘案の

上、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、取締役会により決定するものとする。

b. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、決定するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、各取締役における当社グループの将来の企業価値向上への貢献度の期待値等を勘案の上、決定するものとする。

ストック・オプションの発行時期は、当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、また優秀な人材の確保を目的のために必要と考えられる時期を適宜判断して発行するものとする。

d. 基本報酬の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、ストック・オプションの発行時において、代表取締役グループCEO菊川 暁は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行い、取締役会に提示するものとする。取締役会は当該提示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の額に対する割合を決定するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会にて代表取締役に一任の決議がされた場合、代表取締役グループCEO菊川 暁が、取締役会から与えられた委任に基づき、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、報酬決定に関する基本方針に基づき個別報酬案を作成し、本委員会での承認を受けたのち、決定するものとする。

なお、当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、上記のとおり、代表取締役による取締役の個人別の報酬等の内容についての決定については、本委員会の審議及び承認を受ける必要があるものとする。

本委員会における手続は、以下のとおりである。

本委員会は、代表取締役が提案する下記の内容について、合理性、公平性、相場比較などの観点から妥当性を審議し、承認する。

- ・前事業年度実績に対応した各人別取締役報酬実施案
- ・当事業年度の取締役報酬の方針、基準案

本委員会が代表取締役からの提案に賛同出来ない場合は、明確な理由を付した上で代表取締役にその旨を回答する。代表取締役は、改めて修正案を本委員会に提案するものとし、本委員会並びに代表取締役は誠意をもって協議解決を図るものとする。

取締役会の要請がある場合、本委員会の議事内容および結果等について、委員長が取締役会にて報告する。

なお、ストック・オプション報酬については、報酬決定に関する基本方針に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役グループCEO菊川 暁に対し各取締役の基本報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社役員規定第17条において、取締役会が各取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役に一任する決議をした場合の各取締役の報酬決定のルールが定められており、また、当社グループ全体の業績、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案しつつ各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に本委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役倉持倫之は、㈱アンダーザライトの代表取締役、㈱ホリスティックヘルスケア研究所の代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

監査役清水厚は、CaN Accounting Advisory㈱の代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

監査役川手広樹は、㈱グランスケープの代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当する事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 倉持倫之	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識から、経験豊富な社外役員としての発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 鍛冶豊顕	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査役として代表取締役及び会計監査人との面談及び意見交換並びに重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
監査役 清水厚	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、公認会計士として培った会計知識と高い見識に加え、企業運営における法令、リスクマネジメント等に関する豊富な実務経験に基づき意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 海南監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	海南監査法人
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,050千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	10,050千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、イ. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. Gala Lab Corp. については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、その他会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会が解任又は不再任の議案を株主総会に提出することを決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である海南監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

海南監査法人は、監査契約の履行にともない生じた当社の損害について、海南監査法人に故意又は重大な過失があった場合を除き、海南監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度といたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付については、当該買付者の事業内容、買収提案における事業計画、並びに過去の投資行動などを考慮し、当該買付行為及び買収提案における当社企業価値の向上策について慎重に検討する必要があると考えています。

但し、現時点において、当社としては、買付者が出現した場合の具体的な買収防衛策をあらかじめ定めておく考えはございません。現状の取組みといたしましては、当社株式の取引状況・異動状況を注視し、当社株式を大量に取得しようとする株式売買が発生した場合には、状況に応じて速やかに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

具体的には、可能な限りの情報を収集した上で、社外の専門家にも参加していただき、当該事項を検討し、当社の企業価値向上を目的とした施策の検討並びにその実行に向けて取り組む予定です。

なお、当社のグループ会社の株式を大量に取得しようとする買付者が現れた場合においても、同様の対応をとる方針であります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして考えております。当社の剰余金の配当については、中間配当及び期末配当の年2回に行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかしながら、当社が属するインターネット関連業界は環境変化による影響が大きいため、積極的に事業を展開し提供サービスにおける当社グループの優位性を確保すること、経営及び業務執行体制を強化し収益基盤を確立することが企業価値の増大につながると考えております。このため当面配当は行わず、収益基盤確立に注力する予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	901,705	流 動 負 債	303,052
現 金 及 び 預 金	825,375	買 掛 金	30
売 掛 金	49,403	未 払 金	84,892
未 収 入 金	4,677	未 払 費 用	16,953
前 払 費 用	14,527	前 受 金	37,852
そ の 他	7,973	前 受 収 益	116,039
貸 倒 引 当 金	△251	未 払 法 人 税 等	1,731
固 定 資 産	183,694	そ の 他	45,552
有 形 固 定 資 産	4,847	固 定 負 債	478,536
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,847	長 期 前 受 収 益	255,372
無 形 固 定 資 産	68	繰 延 税 金 負 債	122
そ の 他	68	退 職 給 付 に 係 る 負 債	223,041
投 資 そ の 他 の 資 産	178,777	負 債 合 計	781,589
投 資 有 価 証 券	401	【 純 資 産 の 部 】	
敷 金 及 び 保 証 金	9,864	株 主 資 本	682,557
長 期 前 払 費 用	168,511	資 本 金	3,531,085
資 産 合 計	1,085,399	資 本 剩 余 金	2,176,690
		利 益 剩 余 金	△5,025,218
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△495,142
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	277
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△495,419
		新 株 予 約 権	112,148
		非 支 配 株 主 持 分	4,246
		純 資 産 合 計	303,810
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,085,399

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		985,413
売 上 原 価		167,390
売 上 総 利 益		818,023
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		791,758
営 業 利 益		26,265
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	492	
暗 号 資 産 売 却 益	46,960	
為 替 差 益	14,129	
助 成 金 収 入	3,044	
受 取 給 付 金	2,000	
そ の 他	381	67,008
経 常 利 益		93,273
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,999	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,323	14,323
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	91	
減 損 損 失	228,257	
本 社 移 転 損 失	3,167	231,515
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△123,918
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,758	4,758
当 期 純 損 失		△128,677
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,409
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△131,087

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	308,688	流 動 負 債	7,653
現 金 及 び 預 金	236,935	買 掛 金	2,230
売 掛 金	197,593	未 払 金	686
未 収 入 金	68,693	未 払 費 用	1,597
前 渡 金	64,590	未 払 法 人 税 等	1,441
前 払 費 用	927	預 り 金	1,698
未 収 消 費 税 等	2,207	固 定 負 債	105,386
そ の 他	19	繰 延 税 金 負 債	122
貸 倒 引 当 金	△262,278	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	105,263
固 定 資 産	3,663	負 債 合 計	113,039
有 形 固 定 資 産	327	【 純 資 産 の 部 】	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	327	株 主 資 本	86,886
投 資 そ の 他 の 資 産	3,335	資 本 金	3,531,085
投 資 有 価 証 券	401	資 本 剰 余 金	2,059,544
関 係 会 社 株 式	2,934	資 本 準 備 金	1,670,654
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	596,294	そ の 他 資 本 剰 余 金	388,890
貸 倒 引 当 金	△596,294	利 益 剰 余 金	△5,503,744
資 産 合 計	312,352	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,503,744
		繰 越 利 益 剰 余 金	△5,503,744
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	277
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	277
		新 株 予 約 権	112,148
		純 資 産 合 計	199,312
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	312,352

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		55,946
売 上 原 価		18,684
売 上 総 利 益		37,261
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		248,201
営 業 損 失		△210,939
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,740	
為 替 差 益	14,869	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	22,049	
そ の 他	1,442	41,102
経 常 損 失		△169,837
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,999	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,323	14,323
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	91	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	24,150	
本 社 移 転 損 失	3,167	27,409
税 引 前 当 期 純 損 失		△182,922
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	1,210
当 期 純 損 失		△184,132

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 溝口 俊一 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 斎藤 勝 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ガーラの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失273,319千円及び親会社株主に帰属する当期純損失432,420千円を計上しており、当連結会計年度においても親会社株主に帰属する当期純損失131,087千円を計上しており、現在の低迷した売上状況が継続すれば親会社株主に帰属する当期純損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連

結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年4月30日付で株式会社ツリーフルの第三者割当増資の引受に係る払込手続を完了し、連結子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区

指定社員 公認会計士 溝口 俊一 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 齋藤 勝 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ガーラの2020年4月1日から2021年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において営業損失213,685千円及び当期純損失482,104千円を計上しており、当事業年度においても営業損失210,939千円及び当期純損失184,132千円を計上しており、現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年4月30日付で株式会社ツリーフルの第三者割当増資の引受に係る払込手続を完了し、連結子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるか

どうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2021年5月14日

株式会社ガーラ

代表取締役グループCEO 菊川 暁 殿

株式会社ガーラ 監査役会

常勤監査役 鍛 治 豊 顕 ㊟

監査役 清 水 厚 ㊟

監査役 川 手 広 樹 ㊟

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼任しており、取締役会に出席するほか、その事業の実態を調査するとともに意見の交換をいたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

(注) 常勤監査役鍛冶豊顕、監査役清水厚は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である海南監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、当社は海南監査法人と第29期に向けた監査契約について協議をいたしました。海南監査法人から、監査継続年数が長期に及ぶこと及び経営環境の変化等に伴う監査工数の増加による監査報酬の増額が見込まれる中で、監査報酬についての折り合いがつかないことを理由として第29期の監査契約の更新を辞退したい旨の申出を受けたため、これを契機として、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等も考慮し慎重に検討した結果、これを了承し、その後任として仁智監査法人を新たな会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が仁智監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人評価・選定基準に照らして、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質管理及びグローバルな監査体制等の観点から監査が適正に行われると評価したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年2月28日現在)

名 称	仁智監査法人	
事務所	主たる事務所 東京都中央区日本橋小伝馬町6番11号	
沿 革	2012年2月 仁智監査法人設立	
概 要	資本金	7,000千円
	構成人員	社員（公認会計士） 7名
		職員（公認会計士） 27名
		職員（その他の職員） 2名
		合計 36名
	関与会社	9社

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of multiple sets of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂二丁目 6 番17号
A P 渋谷道玄坂 渋谷シネタワー11階
電話 03 (5428) 6849



●交通のご案内

J R各線「渋谷駅」ハチ公改札口より徒歩約1分
東急各線、東京メトロ各線「渋谷駅」A1出口直結
京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩約1分

●お願い

会場には駐車場はございませんので、お車でのご来場は
ご容赦賜りたくお願い申し上げます。